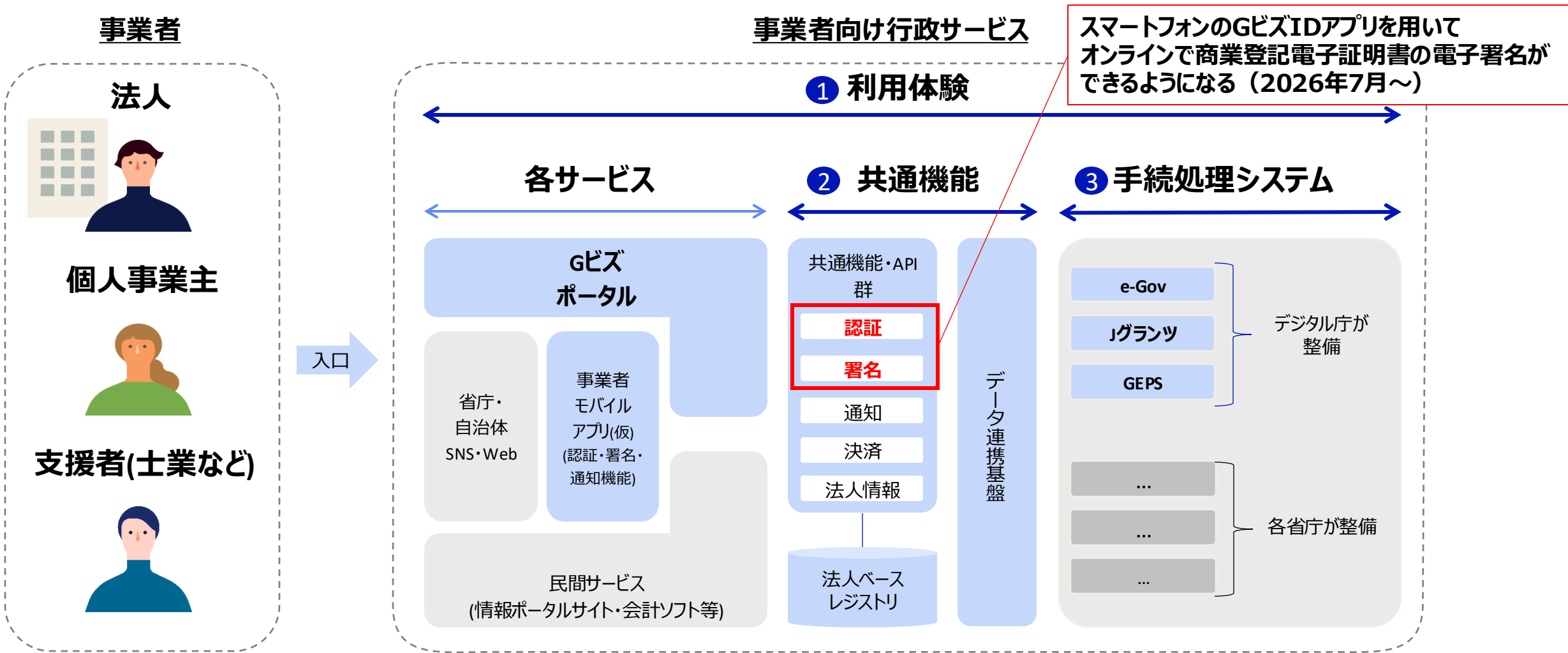


商業登記電子証明書の リモート署名方式の導入について

令和7年10月2日 法務省・デジタル庁

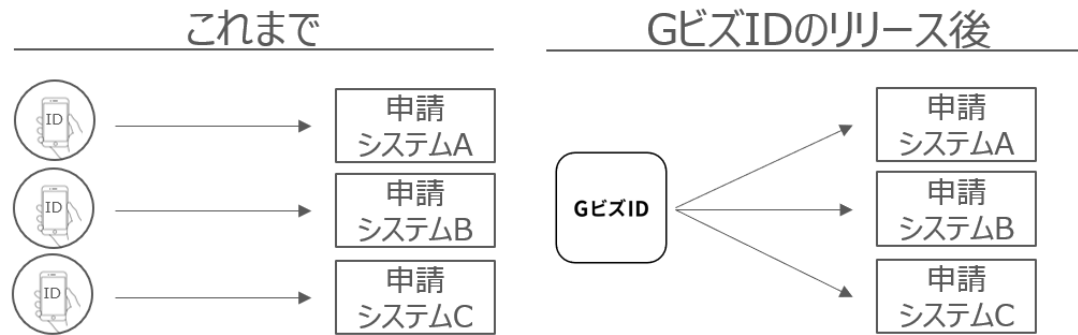
事業者向け行政サービスの全体像における認証・署名機能

- 認証機能や署名機能は事業者向け行政サービスにおいて共通的に必要とされる機能である。現在は認証機能としてGビズID、署名機能として商業登記電子証明書を提供している。
- 認証・署名機能の一体化に向け、**2026年7月から、商業登記電子証明書についてGビズIDと連携したリモート署名方式を導入する予定。**



GビズIDについて

- GビズIDは、事業者（法人・個人事業主）が一度アカウントを取得すると、国・自治体等が提供する220以上のウェブサイトへログインできる認証サービス。2019年に運用を開始し、利用者数は着実に増加中。
- 補助金申請、社会保険手続、その他許認可等のオンライン行政手続サービスへのログインが可能になり、事業者向け行政手続のオンライン化に寄与。



【現状の利用状況】（2025年8月末時点）

- ・ 登録ユーザー数 約136万者（法人：個人=8：2）
- ・ 年間ログイン数 2650万件（令和6年度）
- ・ 連携システム数 224システム（17府省庁、129自治体）

【GビズIDでログインできるサービスの例】

jGrants 補助金を探す 申請の流れ よくあるご質問 API ログイン

ログイン

jGrantsから補助金の申請を行うにはGビズIDの取得が必要です。あらかじめご用意をお願いします。

- GビズIDとは、法人又は個人事業主の方が各種行政サービスを電子申請頂く際にご利用いただけるログインアカウントです。
- jGrants利用可能なGビズIDの種別 [詳細を見る](#)

GビズIDプライム（法人等の代表者アカウント）

GビズIDメンバー（組織の従業員用アカウントとしてプライムが許可したアカウント）

GビズIDでログインする GビズIDを取得する

1

1つのIDで複数の行政手続に認証(ログイン)できる

これまでは電子証明書や、登記事項証明の写し等バラバラな本人確認手法だったのを共通のログインシステムで標準化

2

マイナンバーカードによる本人確認で手続毎の存在確認書類が不要に

これまでは手続ごとに存在確認書類（登記事項証明書等）を取り寄せていたものが不要に

3

GビズIDプライムでは2要素認証を通じてセキュリティにも配慮

商業登記電子証明書について

- 「商業登記電子証明書」は、会社・法人等の登記情報に基づき、登記所（法務局）が会社・法人の代表者等に対して発行する電子証明書。
- 法人の電子取引や電子申請の場面で、紙の世界における実印・印鑑証明書に相当する制度として2000年に創設された。
- 「商業登記電子証明書」で証明される事項は、会社・法人等の登記情報に裏付けられているため、高い信頼性を持つ。



商業登記電子証明書の主な記録事項 （株式会社代表者の場合）

事項	説明
電子証明書の番号	電子認証登記所が付番する電子証明書の固有のシリアル番号
電子証明書の発行者（電子認証登記所の登記官）に関する情報	電子証明書発行者が電子証明書に対して行う電子署名に使用する署名の方式を表す識別符号（OID） 国名、組織名、組織単位名、発行者たる登記官の表示（英語） 電子証明書発行者の公開鍵のハッシュ値
電子証明書の証明期間の始期と終期	電子証明書発行申請人が設定した電子証明書の証明期間の始期と終期
会社代表者（公開鍵所有者）に関する情報（英数字）	会社代表者の任意により表示される会社の商号・代表者氏名のローマ字等による表記と公開鍵の情報
商号	会社の商号の表音・略語・略称をローマ字等で表したものの（非登記事項）（会社法人等番号に続けて記録される。）
氏名	氏名の表音をローマ字で表記したもの（非登記事項）（役員番号に続けて記録される。）
公開鍵の暗号方式	会社代表者の公開鍵の暗号方式を表す識別符号（OID）
公開鍵・ハッシュ値	会社代表者の公開鍵の値及びそのハッシュ値
認証ポリシー（英語・日本語）	認証の方針等を表したものの
会社代表者（公開鍵所有者）に関する情報（日本語）	公開鍵の帰属する会社代表者に関する登記情報に基づく情報
商号	（登記事項）【例】第一電気機器株式会社
本店	（登記事項）【例】東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号
資格	（登記事項）【例】代表取締役
氏名	（登記事項）【例】甲野太郎
会社法人等番号	（非登記事項）
管轄登記所	会社の登記を管轄する登記所の名称（非登記事項）
電子署名	発行者が電子証明書に対して行った電子署名の値

登記事項の例 （株式会社の場合）

現在事項全部証明書

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号

第一電気機器株式会社

会社法人等番号	0000-00-000000	
商号	第一電気機器株式会社	
本店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号	
公告をする方法	当会社の公告は、東京都において発行される日本新聞に掲載する	
会社成立の年月日	何年何月何日	
目的	1. 家庭電器用品の製造及び販売 2. 家具、什器類の製造及び販売 3. 光学機械の販売 4. 電子複写機の販売 5. 前各号に附帯する一切の業務 (中略)	
役員に関する事項	取締役 甲野太郎	何年何月何日重任 何年何月何日登記
	取締役 乙野次郎	何年何月何日重任 何年何月何日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号	何年何月何日重任
	代表取締役 甲野太郎	何年何月何日登記
	(略)	

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

何年何月何日

〇〇法務局〇〇出張所

登記官

〇〇〇〇 職印

登記事項との一致を審査の上、発行

商業登記電子証明書の利用について

- 商業登記電子証明書は、国・地方公共団体等に対するオンラインでの多くの申請・届出等において利用可能。
主な行政手続・サービスは以下の例のとおり。
- なお、企業間の電子契約に用いることも可能。

＜商業登記電子証明書が利用可能な行政手続・サービスの例＞

- | | |
|---------------------------------|-------------------------------------|
| ● 登記・供託オンライン申請 | ● 総務省 電波利用 電子申請・届出システム |
| ● e-Tax（国税電子申告・納税システム） | ● 防衛装備庁 電子入札・開札システム |
| ● eLTAX（地方税電子申告） | ● オンラインによる支払督促手続
（督促手続オンラインシステム） |
| ● 社会保険・労働保険関係手続
（e-Gov 電子申請） | ● 政府電子調達システム（GEPS） |
| ● 特許のインターネット出願 | ● 電子自治体における
各種の申請・届出システム |
| ● 自動車保有関係手続のワンストップサービス | |

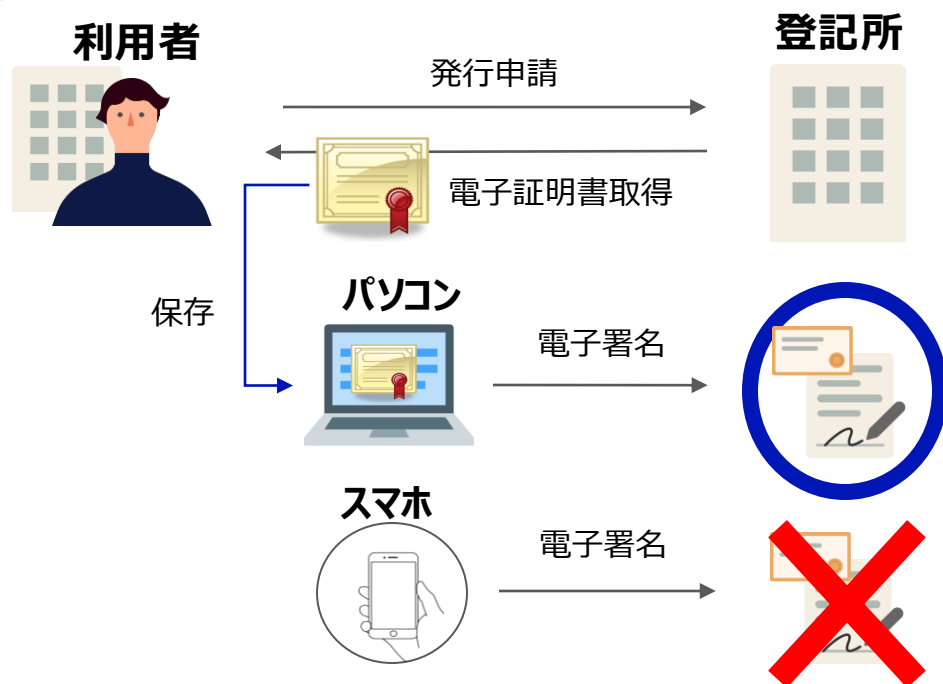
※ 主要な行政手続・サービスを例示したもので、利用可能なものは上記に限られない。

商業登記電子証明書が抱える課題

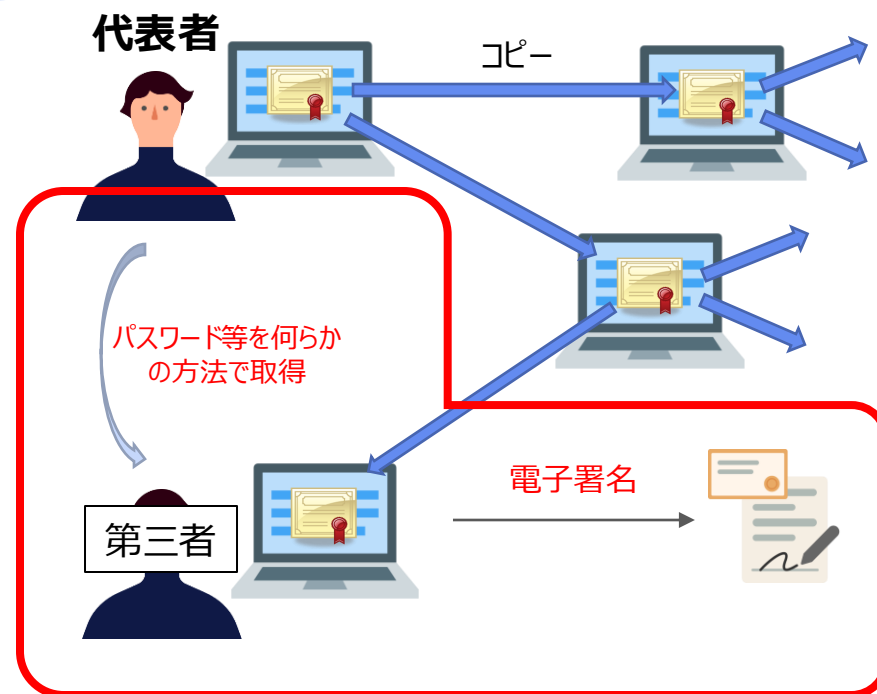
- 現在の商業登記電子証明書においては、**ローカル署名方式（ファイル形式）**により電子署名を付与している。
- ファイル形式では、電子証明書ファイル（商業登記電子証明書と署名鍵を含むファイル）を保存している特定の端末（パソコン）で電子署名を行う必要がある。
 - ① **電子署名ができる環境が限られる。**
- また、電子証明書ファイルは複製が容易に可能
 - ② **適切な管理が難しくなるおそれ**がある。

リモート署名方式の導入へ

1 電子署名ができる環境が限られる



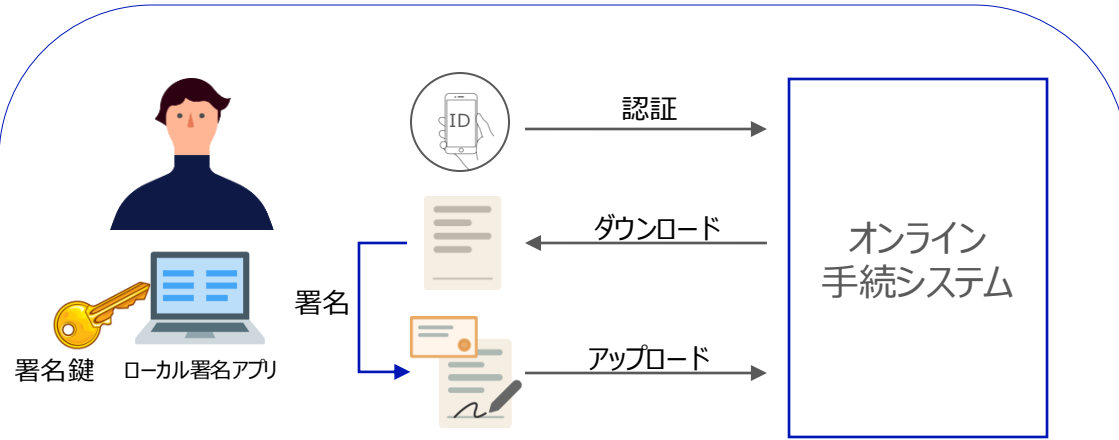
2 適切な管理が難しくなるおそれ



※悪意ある第三者によるなりすましが発生するおそれ

商業登記電子証明書について、2026年7月からGビズIDと連携したリモート署名方式を導入。 スマートフォンのGビズIDアプリを用いて、オンラインで電子署名ができるようになる。

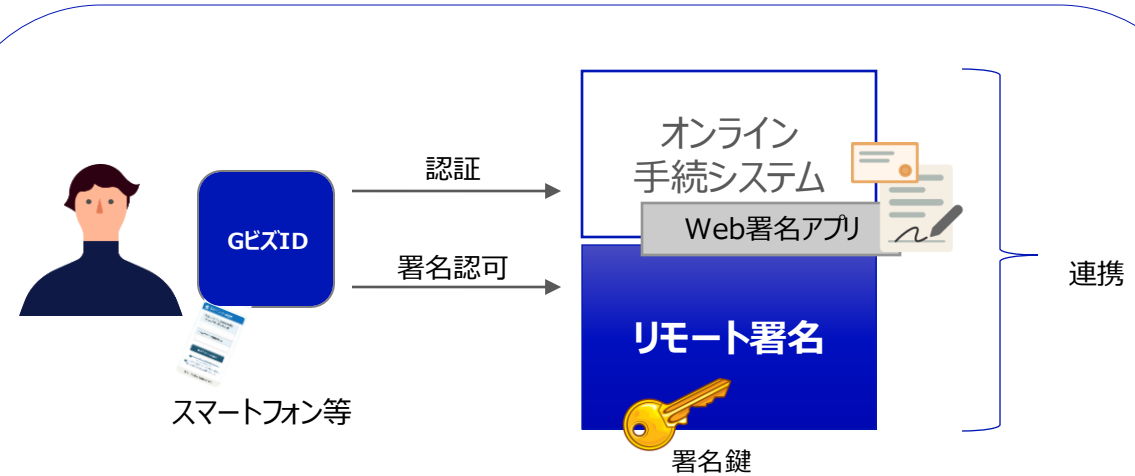
現行（ローカル署名）



課題

- 署名鍵はPCにファイル形式で保管される
⇒電子署名ができる環境に限られる
- 署名鍵を含むファイルは容易に複製が可能
⇒適切な管理が難しくなり、不正利用のおそれもある

今後（リモート署名）



メリット

- ① 署名鍵と商業登記電子証明書はクラウド上で保管される
- ② 電子証明書の発行準備や管理はブラウザでできるようになる
- ③ GビズIDとの連携により、GビズIDアプリを用いてオンラインで電子署名ができる

メリット① 署名鍵はクラウド上の安全なハードウェアに保管

- 現在は、署名鍵を含む電子証明書ファイルは、利用者のローカル環境の端末にファイル形式で保管されている。
- 今後は、厳重に管理されたクラウド上のハードウェアに保管される形へ移行。これにより、署名鍵の漏えいを防ぎ、安全性の向上を図る。

署名鍵の保管場所

現行



PCにファイル形式で保管されます

今後



クラウド上の
安全なハードウェアに保管されます

メリット② 電子証明書の発行準備や管理をブラウザに移行し、管理の負担を軽減

- 現在、商業登記電子証明書の発行準備や管理は、法務省が提供するソフトウェア「商業登記電子認証ソフト」を利用者がパソコンにインストールした上でローカル環境で行う必要がある。
- 今後は、同ソフトウェアの代わりに、ブラウザベースのウェブサイト（商業登記電子認証ポータル（仮称））の運用が開始する予定（同ソフトの提供は停止）。これにより、GビズIDを用いて同サイトにアクセスすれば、どこからでも商業登記電子証明書の発行準備、取得、管理が可能になる。

現行

商業登記電子認証ソフト Ver.1.14 - メニュー画面

商業登記電子認証ソフト

電子認証登記所が発行する会社・法人の代表者等の電子証明書の発行申請及び取得のためのソフトウェアです。

— メニュー画面 —

手順1 **鍵ペアファイル及び証明書発行申請ファイルの作成**
電子証明書の発行申請を行うに当たり、申請に必要なファイル等を作成します。

手順2 **管轄登記所への電子証明書の発行申請**
【書面申請の場合】電子証明書発行申請書とともに、手順1で作成した「SHINSEIファイル」を格納した外部媒体を管轄登記所の窓口へ提出又は郵送します。
【オンライン申請の場合】「申請用総合ソフト」を用いて、オンライン申請用の申請書情報を作成し、手順1で作成した「SHINSEIファイル」を添付して、登記・供託オンライン申請システムに送信します。（※オンライン申請には「申請用総合ソフト」のほか、公的個人認証などの電子証明書が必要です。）

手順3 **電子証明書の取得（ダウンロード）**
電子証明書のシリアル番号（書面申請では管轄登記所から交付された「電子証明書発行確認票」に記載。オンライン申請では登記・供託オンライン申請システムのお知らせに記載。）と手順1で作成済みの鍵ペアファイルを用意して、電子証明書をインターネット経由でダウンロードします。

その他機能 **その他の機能（必要に応じて使用する機能です。）**
その他の機能として、「電子認証登記所との接続確認」、「通信環境設定」、「証明書発行申請ファイル内容確認」、「電子証明書表示」、「電子証明書有効性確認」、「電子証明書使用休止」、「休止届出用暗証コード変更届出ファイル作成」、「署名者の電子証明書表示・有効性確認」の各機能があります。

終了

今後

商業登記電子認証ポータルシステム

ご利用ガイド 証明書新規発行 証明書の照会・手続 よくある質問 お問い合わせ ログイン

商業登記電子認証ポータルシステム

電子認証登記所が発行する会社・法人の代表者等の電子証明書の発行申請及び登録ができます。

※当システムご利用の際にはGビズIDの取得・ログインが必要です。

証明書新規発行 **証明書発行後の照会・手続**

重要なお知らせ

2025年12月31日	タイトル1
	コンテンツ1

2025年12月31日	タイトル2
	コンテンツ2

2025年12月31日	タイトル3
	コンテンツ3

確かな証明で、信頼の取引を

商業登記電子認証ポータルシステムは、行政手続きのオンライン申請や企業間の電子契約において、電子文書の作成者を正確に識別し、改ざんを防止するための電子認証サービスです。

電子署名と認証技術により、契約の正当性を保証し、不正リスクを軽減。ペーパーレス化による業務効率の向上や、迅速かつ確実な取引を実現し、あなたの企業活動をサポートします。

- 法務省HPからソフトをダウンロード
- Windowsのみ対応
- ブラウザからアクセス
- GビズIDでログイン

メリット③ Gビズ I Dとの連携により、Gビズ I Dアプリを用いてオンラインで電子署名ができる

- 商業登記電子証明書のリモート署名方式では、スマートフォンのGビズ I Dアプリで署名認可（※）ができる。

- 利用者はGビズ I Dアカウントの取得が必要。

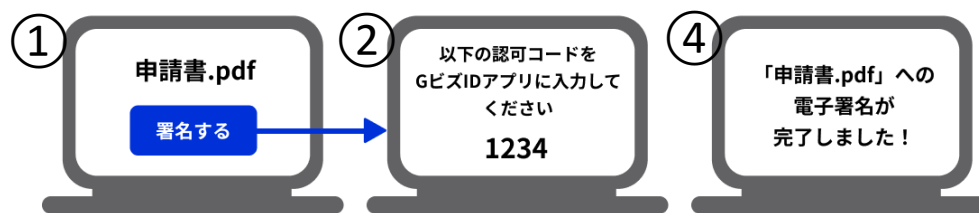
※電子署名を付与することについて承認を行うこと

Gビズ I Dアプリの画面イメージ

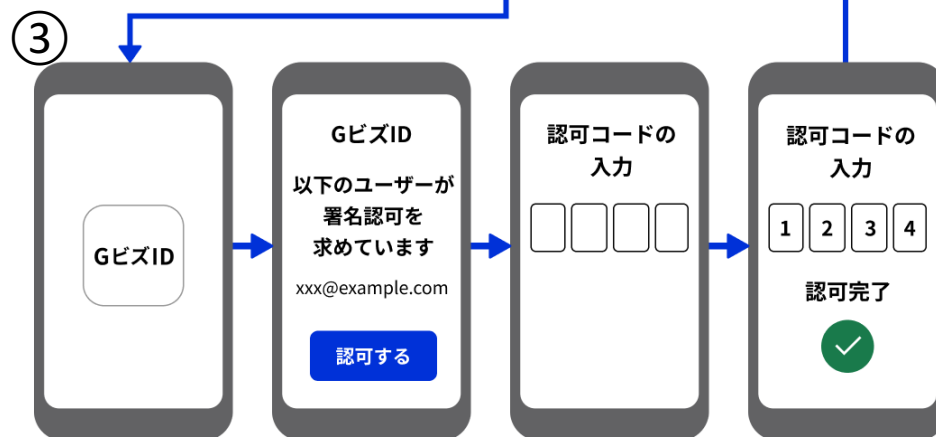


具体的な操作手順のイメージ（オンライン手続きシステム上で署名する場合）

オンライン手続きシステム



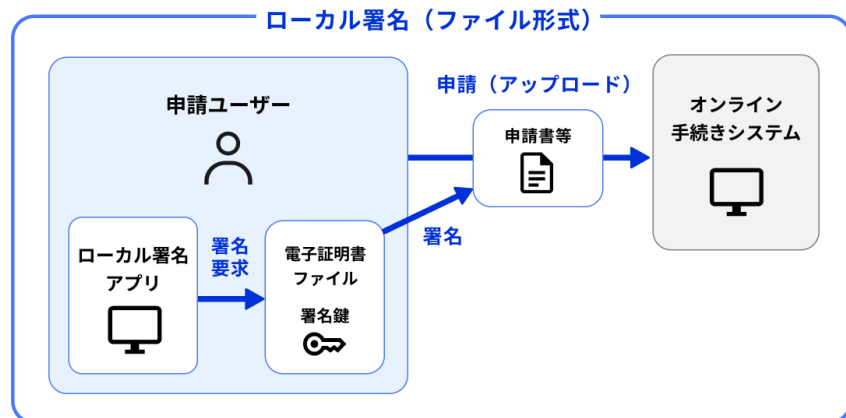
GビズIDアプリ



- ① ブラウザ上のオンライン手続きシステムにアクセスし、電子署名を付与するファイルを選択する。
- ② 画面上に認可コードと呼ばれる4桁の数字が表示される。
- ③ GビズIDアプリ（スマートフォン用アプリ）を開き画面上に認可コードを入力する。
- ④ 署名が完了する。

(参考) リモート署名付与のしくみ (現行と今後の比較)

現行の商業登記電子証明書



○現行 (上)

- 申請ユーザーは別途ローカル署名アプリ (ローカル環境のソフトウェア) を用いて申請書等に電子署名を付与し、オンライン手続きシステムにアップロード。
- ローカル署名アプリは、PC内にファイル形式で保管されている電子証明書ファイルの署名鍵を利用して、申請書に電子署名を付与する。

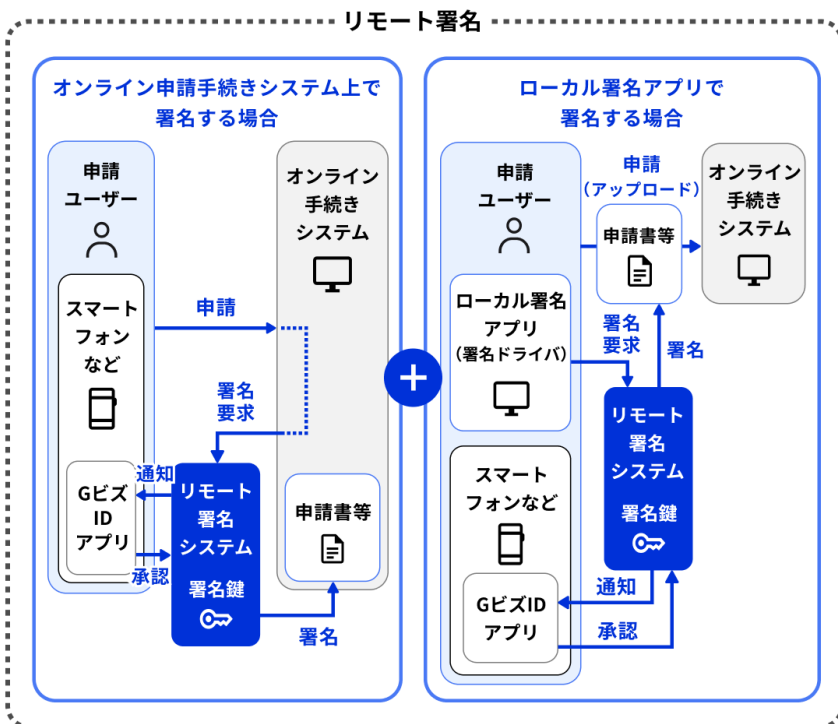
○今後 (左下)

- 申請ユーザーは、オンライン手続きシステムにおいて、電子署名を付与したい申請書等を選択し、GビズIDアプリを介してオンラインで電子署名を付与する。
- オンライン手続きシステムはリモート署名システムに対して署名要求 (「署名を行ってください」という要求) を行う。要求を受けたりリモート署名システムは、申請ユーザーのGビズIDアプリからの承認を経て、クラウド上にある申請ユーザーの署名鍵を使ってオンライン上で電子署名を付与する。

○今後 (右下)

- リモート署名システムの導入後も、これまでと同じように、ローカル署名アプリを用いて電子署名を付与することを可能とするため、リモート署名方式に対応する署名ドライバを提供。
- 署名ドライバを用いる場合、申請ユーザーはローカル署名アプリを開いて申請書等に電子署名を付与し、オンライン手続きシステムにアップロード。
- ローカル署名アプリの署名要求は、署名ドライバを通してリモート署名システムに行われる。

リモート署名対応後



商業登記電子証明とGビズIDの現状比較と今後の目指す姿

- GビズIDは、現在130万者を超える法人・個人事業主をユーザに持つ。商業登記電子証明書をGビズIDと連携させることで、商業登記電子証明書を用いた電子署名の利用体験の向上・事業者による利用を促進。
- これまで商業登記電子証明システムは法務省の所管であったが、今後はデジタル庁と法務省で共同運用していくこととしており、署名機能と認証機能の一体化を進める。

	現行商業登記電子証明書 (署名)	GビズID (認証)	GビズID + 新商業登記電子証明書 (認証 + 署名)
サービス開始	2000年	2020年	2026年7月
ユーザー数	約8.6万社	約136万者	納税申告ベースの法人数：約280万社
対象ユーザー	法人	法人・個人事業主	法人・個人事業主 (署名は法人のみ)
接続システム数	12以上	224	原則全ての 事業者向け行政手続 システムを目指す
所管	法務省	デジタル庁	デジタル庁 + 法務省

◆ 商業登記電子証明書のリモート署名化を契機として一体的に運用することで、認証・署名の利便性を向上。

(参考) 商業登記電子証明書に関する政策の方向性

- デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）

【重点政策】○[No.1-80] 商業登記電子証明書の普及等

- ・商業登記電子証明書について、2025年度よりリモート署名方式の開発に着手し、認証局の更改を進め、2026年7月よりGビズIDと連携した運用開始を目指す。加えて、幅広い利用拡大のため、利用体験の向上に向けたUI/UX等の改善や事業者向け行政サービスとの連携準備を進める。
- ・また、セキュリティ対策の観点から、GPKIブリッジ認証局の新暗号対応に合わせて、2030年度を目処に新暗号方式への移行を目指し、早期に課題等の整理を行う。

具体的な目標：・リモート署名の実現（2026年7月）

- ・認証局の更改（2026年3月）
- ・認証局の新暗号方式への移行（2030年度目処）

主担当省庁：デジタル庁

関係府省庁：法務省

(参考) その他の参考情報

▼リモート署名方式導入に関するご案内（2025年9月3日公表）

法務省 | [リモート署名方式の導入について](#)

デジタル庁 | [商業登記電子証明書のリモート署名の導入についてお知らせします](#)

▼GビズIDについて

デジタル庁 | [デジタル庁 | GビズID（法人・個人事業主向けアカウント）の概要](#)

▼商業登記に基づく電子認証制度について

法務省 | [法務省：商業登記に基づく電子認証制度](#)